

総務委員会会議録

日時 平成26年 3月 5日(水) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後 4時31分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 早川 浩
委員 白井 成夫 棚本 邦由 杉山 肇 遠藤 浩
清水 武則 仁ノ平 尚子 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 井上 利男 警察本部長 真家 悟
生活安全部長 古屋 一栄 警備部長 門西 和雄 交通部長 宮崎 清
警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 総務室長 梶原 猛一
会計課長 清水 一成 地域課長 古屋 正人 生活安全部参事官 輿水 雅彦
警備部参事官 眞壁 昌三 交通企画課長 佐藤 直行 警察学校長 佐藤 元治
首席監察官 輿石 靖 警務部参事官 松原 茂雄 教養課長 長田 法
刑事部参事官 浅川 和章 捜査一課長 小林 仁志 捜査二課長 佐藤 岩生
通信指令課長 岡田 寿雄 少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦
警備二課長 清水 順治 運転免許課長 篠原 義政
交通規制課長 窪田 圭一 交通指導課長 三井 司 監察課長 市川 和彦
厚生課長 三浦 元彦 情報管理課長 古屋 政博
組織犯罪対策課長 楠 宏一

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁
秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭
北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子
消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 広瀬 久文

議題 (付託案件)

- 第 6 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 7 号 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等中改正の件
- 第 2 4 号 山梨県留置施設視察委員会条例中改正の件
- 第 2 5 号 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例中改正の件
- 第 2 6 号 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例中改正の件
- 第 2 7 号 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例中改正の件
- 第 3 5 号 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第 5 4 号 包括外部監査契約締結の件
- 第 6 1 号 特定事業に係る変更契約締結の件
- 第 6 2 号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件

- 請願第 23- 3 号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の 1
- 請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2
- 請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第 24- 7 号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第 25- 3 号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第 25-10 号 地方財政の充実・強化を図ることについて
- 請願第 25-13 号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書を採択について
- 請願第 26- 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について
- 請願第 26- 5 号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第 3 8 号 平成 2 6 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金並びに第 5 条歳出予算の流用
- 第 4 4 号 平成 2 6 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 4 5 号 平成 2 6 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 4 6 号 平成 2 6 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 5 0 号 平成 2 6 年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニ

ア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時6分から午前11時15分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時32分から午後4時31分まで、途中、午後12時12分から午後1時32分及び午後2時42分から午後3時32分まで休憩をはさみ、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係の審査を行った。知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係の所管事項及び総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係については3月6日に審査を行うことになった。

主な質疑等 警察本部関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用

質疑

(交通安全施設維持管理費について)

遠藤委員 先般の降雪によりまして信号機が各所で下を向いているような状態になっているんですが、これに対応するための費用はこの予算で対応できるのでしょうか。

窪田交通規制課長 先般の大雪によりまして信号の灯機が下向きだったということが、多数通報等により警察の方へ寄せられているところであります。信号機につきましては年2回業者による点検を行うということとしておりまして、その点検の際に微調整、つまり、補修につきましてはその中に含まれているものであります。今回下向きになったものにつきましては把握し次第、速やかに対応したいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第24号 山梨県留置施設視察委員会条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第35号 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(大雪の交通対策について)

早川副委員長 今回の大雪で特に富士北麓地域は1メートル50とか、積もったところは2メートルぐらい積もりまして、公共とか民間の雪かきが追いつかなくて富士吉田市では、御承知の人もいると思うんですけど、日曜日に市民一斉雪かきというのがありまして、子どもたちの通学路を確保するために6,000人の市民が出て雪かきをやって、非常にいい事業をやったなど。その際に富士吉田署の皆さんがたくさん出ていただいて、率先垂範して、まずその点を感謝いたしたいと思います。

今回の雪で全体的に感じたことは、危機管理とか情報収集ですが、特に雪が降っている中で警察に関係することだと立ち往生してしまった車があったと思うんですね。道路の雪かきに邪魔になったりして、この対応については主に道路管理者だと思うんですけども、渋滞とか交通事故を巻き起こす要因として、警察としても情報収集に努めたと思うんですが、しかし実際に私もいろんなところを回っている中では、十分でなくて支障を来たしてしまったと思うんです。もう少し対応の仕方があったのではないかとと思うんですが、まず今回の豪雪の中で立ち往生車両の把握など、情報収集について伺いたいんですがお願いします。

窪田交通規制課長 今回の大雪に際しまして立ち往生車両の状況につきましては、立ち往生をした方からの110番通報をはじめとする各種通報、それから、交通事故や救出事案等の現場活動を行う警察官の目視確認、それから、関係機関との連携などにより雪の

ために動けなくなった通称スタック車両の状況把握に努めたところであります。

早川副委員長 一生懸命御尽力をいただいてその状況把握に努めていただいたということなんですが、実際、車が何台も残っていて、例えば道路管理者に問い合わせしたりすると、車両がまだ残っていて雪かきができないという事象が発生したり、もっと重要と思うのは雪がたくさん降っているときはやむを得ないと思うんですが、雪が一旦やんでから、警察としても動けるようなときになってからなんですが、車の持ち主がわからないまま放置してしまったり、しかもそれが何日も放置してあったりした車が見受けられたんですね。そういったときに、道路管理者と積極的に連携して車を除去したり、パトロールをしてナンバーを調べて、所有者に通報して除去するというようなことは行わなかったのかお伺いします。

窪田交通規制課長 今回、道路の除雪に当たりまして障害となっております立ち往生車のいわゆる放置車両の移動・撤去等につきましては、基本的に道路法の第67条の2の規定に基づきまして道路管理者が行うこととしております。しかしながら、警察といたしましては早期復旧のためには道路管理者と緊密な連携をとって、迅速に対応することが極めて重要であるというふうに考えておりました。今回も道路管理者が乗用車両の移動撤去を行うに当たりましては、警察が保有している情報に基づき所有者と連絡をとり、車両の移動などの協力を行ったところであります。また、委員が先ほどおっしゃいましたように、パトカーが警ら中にそうした立ち往生車両を発見したといった場合には、パトカーに設置されております広報用マイクにより車両の移動を呼びかけたり、避難所が幾つかありましたので警察官が避難所の方へ赴いて、所有者がいないかどうかを確認した上で車両の移動を要請したというふうなお手伝い、場合によってはその車の所有者が来て車も動かさないという状態もありましたので、そうした場合にはタイヤ等の雪をかいたり、後ろから車を押すといった助勢をしたと承知をしております。

早川副委員長 最後になりますけれども、雪が降っている間もやっていただいて、雪が降った後もそれなりにやっていただいたということだったんですが、そうはいつても実際に障害になった車が残っていた事実もあるんですね。これは全体的に言えることなんですけど、今回の過去にないようないろんなイレギュラーなことが起こったと思うので、危機管理とか情報という観点で今回の対応をぜひ踏まえて、警察としての体制も含めて情報収集等のあり方について、改めてぜひ検証していただく機会を設けていただくことが必要だと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

古屋地域課長 今回のような県下一円の記録的な大雪では、既に多くの外出者あるいは通行車両があった場合、それらの多くの方々がほぼ一斉に立ち往生するという結果になり、結果的に除雪の障害となる実態がありました。このため今後は速やかに不要不急の外出を控えるというふうな注意喚起を徹底しまして、早い段階で少しでも現場の立ち往生を減らすということが重要であると考えております。いずれにいたしましても委員御指摘のとおり、県警察では速やかに情報収集とか状況の把握、現場活動体制も含めまして検証項目を整理した上で、総合的に検証して今後の対応に生かしてまいりたいと思います。

早川副委員長 今回起きた事象が、課題は時間がたってしまうと薄れてしまうので早目に検証していただいて、その検証した内容を警察だけじゃなくて道路管理者、市とか国とか県とかと十分意見交換していただいて、今後に生かしていただきたいと思います。

(駐在所・交番の設置基準について)

杉山委員

きのう千葉県の柏市で悲惨な事件が起きまして、本当に早く犯人が捕まってほしいと願うばかりでありますけれども、今の時代考えますと、いつどこで何が起こるかわからないという、そういう時代、そういうことを受け入れなければならない時代なのかなというのを本当に残念に思うわけですが、そういう意味では警察の役割、あるいは県民の期待もすごく大きいものがあると思います。それでまた地域の安心・安全を守る上でも駐在所、交番、この役割も非常に大きいものがあると思うわけですが、当然、町の姿というのも時代とともに大型のショッピングセンターができて郊外化したり、中心街が移動したりと、そういう変化があるわけですね。そういう中で駐在所あるいは交番、その地域における設置基準というものがあるのかどうか、そこをまずお聞きしたいと思います。

古屋地域課長

交番・駐在所の新設、あるいはその建てかえという場所につきまして、現時点では明確な基準はございませんが、交番・駐在所は地域住民にとりまして最も身近な警察施設であり、地域社会の安全と平和を確保する観点から管轄する面積、世帯数、人口、事件・事故等の警察の取り扱い事案の発生状況、それから、警察署または隣接する交番とか駐在所との距離、地理的な状況、あるいは地域住民の意見・要望、こういうものなどを総合的に検討して、その都度判断している状況であります。

杉山委員

そうすると、その変化の状況に応じて、その地域に応じて適宜対応していると、そういうことでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

(大型交通安全施設の点検について)

臼井委員

予算のところで質問すればよかったんですけど、交通安全施設点検の来年度予算に1億6,000万円という巨額が計上になりまして、交通安全施設の大型標識の点検作業ということ、私は前回も質問した経緯がありますが、今回そういうことに対してしっかりと対応するというお話で安全施設の点検の費用が計上されておりますが、平成26年度の予算にかかわらず、この大型の標識に対して具体的にどんなような内容で点検をされて、来年度もそうですけど、点検をやっていくのかまず伺います。

窪田交通規制課長

今回計上をさせていただいております、大型交通安全施設等維持管理事業費約1億6,000万円につきましては、今、委員からお話ございましたとおり、大型道路標識に関する点検を業者へ委託する事業であります。この点検内容につきましては柱自体に亀裂やさびがないかどうかの確認、それから、ボルト・ナットに亀裂や緩みがないかの確認、柱の根元、通称地際と言いますが、その基礎コンクリート部分にひびがないか、さらにはコンクリート内部に腐食がないかなどにつきまして打音点検や、一部コンクリートを剥がして点検を行うという内容でございます。

臼井委員

そういった点検を行った結果、不都合というか、支障があるというふうに認定された場合に、具体的にはどんなものを措置なさるんですか。

窪田交通規制課長

点検につきましては標識板、それから、標識柱、地際についてのチェックなどを行うものであります。その状態を良好、経過観察、それから、緊急に補修が必要という3段階に分けて報告を業者から求めることをしております。このうち緊急に補修が必要という段階に該当する大型標識については、速やかに補修工事を行うか、もしくは危険性が高いという判断がなされた場合には即時に撤去を行うこ

といたしております。これらにつきましても今回計上をいたしております予算額1億6,000万円の中に約820万円の応急の費用を含ませていただいているところであります。

白井委員 平成26年度もさることながら、それ以降なんかについても予定というか、そういう点検ということは日常的にやっていくんですか。

窪田交通規制課長 今回の約1億6,000万円の大型標識の点検に係る費用につきましては、平成26年度に県下全ての大型標識約4,500本について点検を行う予定であります。この点検結果を踏まえ平成27年度以降の点検実施計画を策定をすることとしておりまして、今後、計画的に点検作業を行って交通安全施設の管理を徹底してまいりたいと考えております。

白井委員 おおむね理解できましたけど、どちらにしましても私は何度もこういったことを言ってきているんですけども、ともかく警察本部として所管の警察署が一生懸命いろんな日ごろからチェックもなさっているんでしょうが、私はいつかアドバイスでと思っているのは、警察にいろんな関係する団体・企業、いろんな多くの関係者がおられると。そういった関係者にふだんから情報提供を求めるような、俗に言うネットワークというんでしょうか、そういったことも心がけて情報というものをいろんな警察に関係する、あるいは例えば私どももそうかもしれませんが、そういう情報をしっかり共有して、当局にお伝えして対応を速やかに、安全ということが極めて大切なことですから、ぜひ、今回の26年度で大きな予算を計上して、徹底した点検していただくことは、本当に希望してきたことですからありがたいと思いますけれども、今後ともこういったことに対しては、ぜひ力点を置いて頑張ってもらいたいと思います。

(交番・駐在所の建てかえについて)

先ほど駐在所のことがお話がありましたけれども、私も駐在所のことに対して質問したいと思いますが、次年度予算では2カ所の駐在所等の改築または建てかえの予算計上されているんですけども、まずは交番と駐在所等の建てかえに対して基本的にはどんなふうなお考えなのか、まずお尋ねしたいと思います。

古屋地域課長 交番・駐在所の建てかえにつきましては、木造建築については築後25年以上、それから、コンクリートブロック建築につきましては建築後30年以上といったいわゆる経過年数、これを基準といたしましてそれぞれの施設の老朽化の状況等を検証しまして建てかえを行うこととしております。

白井委員 現在建てかえの時期を迎えていると認識されておる交番ないし駐在所の数というのは全県下でどのぐらいあるんでしょうか。

古屋地域課長 県内ではコンクリートブロック建築で30年を経過している駐在所と交番ですが、これが26カ所あります。なお、木造建築につきましては対象となるものはございません。

白井委員 例えば平成26年度では2カ所ということになってはいますが、計画としては年間2カ所ぐらいがベースになっているんですか。その計画の中身を教えてください。

古屋地域課長 交番・駐在所の建てかえにつきましては、経過年数のほかは建物の老朽化の度合い、それから、犯罪拠点等の管内実態や地域住民の要望、こういうものを踏まえまして毎年度県警察として総合的な検討を加えた上で、翌年度の建てかえを行うべき駐在所等を選定しております。したがって、2棟とか、そういうことに限られたものではないです。

臼井委員 具体的で申しわけないんですけども、甲府市内に北新駐在所というのがありまして、これが、今、地域課長がおっしゃるような対象、いわゆる新築なり改築なりの対象になっておられるのかちょっと教えてください。

古屋地域課長 北新駐在所につきましては、経過年数から建てかえの対象の1つでございます。しかし県内には経過年数を過ぎた駐在所等がほかにも25カ所ありますので、それから建物の老朽化の状況、それから、犯罪状況との管内実態などを踏まえまして総合的に検討してまいりたいと思います。

臼井委員 この北新駐在所については見込みというか、見通しとして近いうちに可能性はあるんでしょうか、いかがでしょう。

古屋地域課長 この場で可能性についてお答するのはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたとおり、経過年数から申しまして建てかえの対象の1つとなっておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

(疾患が原因となった交通事故について)

臼井委員 全国交通安全協会の機関誌『人と車』という機関誌があるんですけどね、毎月これを見させていただいているんですが、2月号の中に先日もありました高校の先生が、疾患を持っているドライバーによって起こされた事故で亡くなってしまった。報道が大変厳しくなされたかと思えますけれども、これを見ますと、諸外国では交通事故の事故死の1割以上が運転者の体調変化が事故原因となっていると。事故死の1割、諸外国では1割、どうも我が国ではそういった包括的な調査がないものの、最近の緊急医療施設からの報告等で同様な傾向が確認されている。先日の事故以外にもそういうのがかつて報道されましたよね。ドライバーの疾患等が原因で事故を惹起しているということを報道されたこともありますけど、この場でお答えいただける程度で結構ですが、日本の国ではそういう、言ってみれば包括的な調査がない。どうしてないのか、諸外国にあって日本の国にどうしてないのか、これは独協医科大学の准教授の講演の抄録なんじゃないでしょうか、本県において例えばそういう疾患によって事故を起こすとか、あるいは死亡につながったというのは事例としてあるんでしょうか、わかる範囲で結構ですけども、いかがですか。

三井交通指導課長 はっきりした資料を持っていませんのでお答はできませんけれども、交通事故の中には、既に交通事故を起こして壁だとか、柱だとかに衝突した時点で、車の問題はほとんどないんですけども、運転者が重篤な障害を負っていた、あるいは極端な場合は亡くなっていたという場合がございます。病死ということがあります。

臼井委員 ちょっと今の御答弁はよくわかんないですけど、要するにドライバーが疾患を持って、それが起因して事故になったというふうな本県内の最近のケースとか、実態というのはあるのかどうかをお尋ねしているんですね。

三井交通指導課長 交通事故で死亡した運転者の例で見ますと、外傷性ショックであるとか、車の

衝突の衝撃で受傷したという死亡の例が多いんでありますけれども、特に車はほとんど損傷していない、運転者もほとんど損傷がないという中で、運転中の事故、あるいは車両内などそういうところで死亡したというような事例は見られますけれども、そういうことで交通事故が体にダメージを起こした事例はないということだと思います。

宮崎交通部長 補足で申し上げます。昨年本県で発生した事故、死亡事故のうち1件、運転者が運転中に意識を失ったと思われる事故がありました。意識を失ってたまたま道路脇に佇立していた歩行者をはねて、その方はお亡くなりになったという事故が発生しております。

臼井委員 わかりました。これは要望しておきますけど、何ですか、安協とは別にですね、自動車の運送会社等にありますが安全運転管理者の組織がありますよね。そういった中で例えばタクシー会社でも運送会社でもそうでしょうけれども、定期的な検査をしてドライバーに疾患がないか否かということは、ふだんからある意味では強制的に調査をして、検査を義務づけているというものがある、安管というか、そういう組織がありますよね。そういったものを通じたりして平素から規則的にドライバーを雇っている人たちが、もちろん我々個人ドライバーもそうですけれども、特に営業でやってらっしゃるといふ、二、三日前の交通事故は観光バスがドライバーの疾患によって事故を起こしたと、居眠りかなんかをしていたと、それは何かの病気が起因したものだということを報道で伺っておりますけれども、規則的にふだんからしっかりと検査をすとか、そういうことはあるものなのでしょうか。また、当然なしゃいけないと思うんですけども、ドライバーの疾患的なものが起因しているものを報道しておりますけど、そういうことは相当厳しくドライバーに対する検査とか健康管理は、厳しくルール化されているものなんでしょうか。

佐藤交通企画課長 委員のお話にありました安全運転管理者、これらは当然従業員等の健康診断、健康管理等は責務として行っております。ただ、事業用等の車を持っておりますところでは運転管理者の義務として運転手さんの健康管理に努めております。

(認知症者の行方不明事案について)

仁ノ平委員 ことし1月末のある全国紙によりますと、平成24年度中に全国で認知症またはその疑いがある警察に行方不明届を提出した人の人数は9,607人いたとの報道がありました。このうち死亡したり、その年の末までに発見されなかった方が全国で578人に上るとの報道を目にいたしまして、その数字の多さに驚きました。しかもこれは警察に届けを出した分だけですから、届け出は出さないけれどもというケースがあったと思います。そこで本県の状況について伺いたいと思います。

輿水生活安全部参事官

山梨県内におきましては平成24年の1年間に、認知症またはその疑いがあるとして受理した行方不明者は8人おりましたが、この8人については全員無事に発見・保護しております。また、平成25年、昨年は17人の届け出を受理し、そのうち11人を発見、4人がみずから帰宅、1人が残念ながら死亡で発見、残る1人が未発見となっております。

仁ノ平委員 昨年の分も含め県で1人死亡発見、1人が未発見、平成24年より届け出た行方不明者の中の認知症関係、倍に本県でもなっております。未発見者、死亡発見ということでちょっと驚きました。その新聞記事によりますと大阪府の例ですが、認知

症の男性が行方不明の翌日、北海道で発見されるなど遠方で保護される例があったと報道されております。本県の状況はいかがですか。

輿水生活安全部参事官

平成24年中に本県で受理しました8人については全員山梨県内で発見されております。また、平成25年の17人のうち未発見1人を除く16人についても県内で発見、あるいは死亡発見、みずから帰宅しており、遠方で保護された例はありませんでした。他方ほかの都道府県から、山梨県に行くかもしれないと当県に手配があった方については平成24年が10人、これは9人が県外で発見され、未発見が1人。平成25年が14人で、山梨県内で発見が1人、県外で発見された方が8人、未発見の方5人という状況でありました。山梨県内で発見された方は隣の警視庁からの手配されていた方で、大月警察署の管内で一般の方からの通報に基づき警察官が保護したものであります。

仁ノ平委員

私は山梨県の方が県外で発見されて、そんなとこまで大変だと思う気持ちでおりましたが、逆によそから山梨に行っているかもしれないから捜査してくれ、そういうこともあるわけですね。

次の質問ですが、警察ではいわゆる全ての、認知症だけではない行方不明者の届け出を受けた場合、また行方不明者が認知症または認知症の疑いがある方の場合、どのような対応、捜索活動をなさっているのか教えてください。

輿水生活安全部参事官

警察では行方不明者の届け出を受けた場合、病気の有無や直前の生活の様子、原因・動機などを詳細に聴取し、個々のケースに応じた捜索活動を実施するよう努めております。特に行方不明者が認知症または認知症の疑いがある方の場合には、正常な判断が困難であり、生命身体に危険を及ぶおそれが高いことからより迅速な捜索活動を行っております。具体的には警察官による捜索活動に加え、立ち回りが見込まれる地域を管轄する警察署をはじめ、必要に応じ山梨県県下全体への手配、他の都道府県への手配を行うとともに、自治体や防災行政無線の活用を行うほか、消防団や自治会の住民の方と連携した捜索活動など、可能な限り多くの目で広範囲の捜索に当たり、一刻も早く行方不明者を発見するよう努めております。

仁ノ平委員

これで終わりにしますが、そもそも全国紙の記事の数字がちょっと変でありまして、9,607人認知症の方が行方不明者になったうちの2,000人が大阪の人であったり、どうも新聞社の要請に応じて各警察が数字を出したものですからカウントの仕方にいろいろ差があるようで、東京を含めある3都県は届け出を出さなくてももう探し始めてしまって、見つけるという場合もある。そういう場合は届け出が出てないのでこの数字に入っていないし、そもそもこの数字が変で、全国で9,607人のうち山梨では8人というのも、未発見者が全国で578人のうちゼロだというのも、そもそもこの数字では精査する必要があるなと思うんですが、一端を知りたくて伺いました。

そこでお願ひがあるんですが、ぜひ今後、認知症が全国300万人いる時代、あるいは疑いがある方を含めば相当の数になります。オールジャパン、オール警察で統一した数字のとり方というのが、今後基礎資料として必要になるんだろうという思いがいたしましたが、もう一つはここ10年とっていいかな、毎年度福祉保健部から認知症対策の予算が提案されます。来年度は全庁的な協議会も早々に立ち上げるとの声が聞こえてきますが、私はこの記事を見るまで県警察と認知症というの

は結びつけて考えていませんでした。しかし全庁的な取り組みが必要であるということ、この行方不明者の中の認知症患者ということで気がついたわけです。また、先ほどの臼井委員の質問を聞いていますと、認知症の方がドライバーになって事故を起こすということも今後大いに考えられると。そんなこんなを考えますときに、ぜひ全庁的な取り組みの中で県警察のお力もいただいて、そうした場合には警察官の方の認知症患者の方への対応というか、接遇、言葉かけというんでしょうか、「だめじゃないか」って怒るのと「よかったね」と温かく迎えるのでは違ってくるでしょう。ぜひそんな勉強をされながら警察独自の取り組みを知事部局とつくってしっかりやっていただきたい、そんな要望でこの質問を終えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤委員

先ほどの雪の車の立ち往生の件のやりとりで、答弁の中で不要不急というお言葉をお使いになられたので、私自身が第三者に説明するのに説明ができないのでお伺いしたいんですけども、言葉が非常に曖昧であるということと、それから、誰しも一般的にああいう雪の中で、車等で外出は控えるだろうと、あるいは、それ以前から、雪が降る前からいる車がそうなったということで、立ち往生の対応策として不要不急という言葉がちょっと私には理解できなかったもので、その言葉について御説明いただきたいと思います。

古屋地域課長

先ほど申し上げました不要不急の関係につきましては、今回の豪雪の反省を踏まえたことであります。したがって、気象庁の警報の予想とか注意報とか、そういうものが大きくかかわっております。不要不急を呼びかけることによりまして、県民の方々がそういう気象状況について関心を強くお持ちになられると、それによってそれぞれ判断していただいて、こういう用があるけれども、外出すべきか、あるいは、距離にもよりますけれども、外に行くべきか、あるいは控えるべきかと、それは積雪の状況とか、そういうものも気象庁の状況を踏まえて各個人で判断をしていただくための警察からの広報というふうに御判断いただければよろしいかと思っております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用

質疑

(ふるさと納税促進対策事業費について)

遠藤委員 ふるさと納税促進対策事業ということでマル新になりますけれども、説明によりますとこれはふるさと納税を誘導するためという説明をされましたが、ということは、納税される前に納税を啓発するような対応をするための事業ですか。

弦間政策参事 ふるさと納税の促進対策事業費でございますけれども、これは今まで特産品等の贈呈はしておらなかったわけでございますが、これまでの寄附がどうしても山梨県人会、山梨県関係者が多かったものですから、一定の数以上にはふえないという頭打ち状態ございましたので、より一層本県関係者以外の方からも広く寄附を募りたいということから、県外在住者で1万円以上の寄附をした方には3,000円相当の山梨県の特産品を送付するというふうなことで、誘導を図っていきたいということを新たに加えたものでございます。

遠藤委員 誘導という意味は、事前にプレゼントをしてお願いしますということで誘導という言葉が使われたのかと思ったんですけれども、今の御説明だと納税をしてくださった方にお礼としてお送りするというようなニュアンスなんですが、御説明のちょっと言葉が私が解釈間違えたかどうかわかりませんが、要するに納付をしていただいた一定額以上の方にはお礼としてお送りするという解釈でよろしいのでしょうか。

弦間政策参事 納税してくださった方にお礼という意味ではございますけれども、まずふるさと納税する場合には申し込みをしていただきます。ふるさと納税をしたいというふうな申し込みをする際に、どういう目的のところに活用して申し込みをしたいか、あるいはどういう手法で現金なのかクレジットカードなのかということとともに、ふるさと納税してくださった1万円以上の方には3,000円相当の特産品をプレゼントいたしますので、それを記入していただくということで、まず申し込みをしていただきますので、結果的には納税してくださった方への謝礼ですが、その前のインセンティブとしてそういう誘導もしているということでございます。

(中部横断道沿線地域活性化構想推進事業費について)

遠藤委員 次に、中部横断道沿線活性化構想事業ですが、この内容が私わからないんですが、教えていただけますでしょうか。

一瀬企画課長 中部横断道沿線地域活性化構想推進事業につきましては、現在、地元を中心といたしまして中部横断道が開通したときに少しでも集客が得られるようにということで、6つのプロジェクトを今、進めているところでございます。その6つにつきましては、1つは南アルプスのほうでフルーツを活用した集客プロジェクト、もう一つが富士川下りでございます。そして3つ目がこしべんと、地元の食材を用いた

お弁当を使ってという取り組み、4つ目が峡南地方にはいろんな観光、教育合わせて資源等がございます。例えば紙すきであったりということがございますので、できれば首都圏のほうからそういったことをしていただくということで、教育的な旅行を展開して集客を図ろうということをして1つ考えております。それから、もう一つが富士川沿いに道が幾つかございますので、昨年も1回目の試しということで開催したんですけれども、サイクルプロジェクトということで、自転車で走っていただいて地域を見ていただきながら、その振興を図っていかうということ、それから、最後でございますけれども、南アルプスの前衛の山岳等がございますが、登山ということではなくて、新たにトレイルという部分に焦点を絞って、そのトレイルルートの開拓や登山ガイドの育成を行ったりしております。このように6つのプロジェクトを今進めているところでございます。

(土地開発公社債務処理対策事業費について)

遠藤委員

土地開発公社の件でございますが、市川三郷町大塚地区拠点工業団地について10億円余ということで、債務処理分が4,600万円ですが、新聞情報ですと6億円くらい県費が払ってあるという話を聞いたんですが、この金額がどういう根拠に基づくものかお願いします。

一瀬企画課長

まず市川三郷町の大塚地区につきましては、貸付金として10億6,300万円という数字を計上させていただいております。一昨年の4月に市川三郷町の工業団地で企業が造成を始めたところ、廃棄物であったり、転石であったりというものが発見されました。その処理費用は約6億5,000万円を金融機関から借り入れております。それから、もう一つ、その企業が造成をした隣のやはり工場予定地があったわけでございますけれども、ここにつきましては当時土地を取得し造成するのに4億6,000万円金融機関から借り入れをしておりまして、これが今回の事態により、企業に工場用地として売却ができないという判断をしたことから6.5億円と4.6億円ということで11.1億円という数字でございます。

遠藤委員

この件については、今、埋めた相手方に対して裁判をしているという話を聞いていますが、その辺について情報があったら教えていただきたい。

一瀬企画課長

裁判につきましては、現在、損害賠償の請求をいたしております。対象につきましては2者ございまして、1者が株式会社でございます。もう一方が個人でございます。この2者に対しまして、あわせて1億79万2,000円損害賠償を請求しております。現在の裁判の進捗状況でございますけれども、今まで4回口頭弁論が行われておりますが、現在のところはそれぞれが主張をするということにとどまっております。具体的な裁判の中での発展というのが、今、現在はございません。5回目の口頭弁論が3月28日に行われる予定でございます。

(芸術文化推進事業費について)

遠藤委員

臨時事業が3つあるんですけれども、事業の内容を教えてくださいと思います。

斉藤生涯学習文化課長

先ほども御説明させていただきましたが、これは文化ホールの指定管理者が自主事業としてミュージカルを想定しまして、財団法人地域創造というところにその事業計画を出したところ認められて内示が参りました。それで270万円の内示をいただきましたので、一旦県がそれを歳入にしまして、それを指定管理者であります

アドブレン・共立・NTTファシリティーズの共同事業体が、自主事業として行いますミュージカルに、県が改めまして補助金で交付するという単発物でございます。次にビジョンがございますが、これも先ほど御説明させていただきましたけれども、今、国民文化祭課のほうで国民文化祭の企画委員会が成果をまとめていただいております。それを受けまして明年度は私どもがその成果という部分を受けて、新たにまたそれをどういうふうにつなげていったらいいのかということで、ビジョンを策定していこうと、これも26年度のできるだけ早い時期にまとめていきながら、次の予算へと反映できるように鋭意まとめていきたいということでございます。その次、アマチュアオーケストラですが、これも先ほど御説明させていただきましたが、全国を回ってくるアマチュアのオーケストラの大会でございますが、これは第42回目ということで山梨大会ということで文化ホールがあります甲府が開催地となりますので、甲府市の分担分と県の分担分ということで、臨時事業ということで御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

(ホームページ推進費について)

早川副委員長

ホームページの推進ということに関してお聞きします。今回の災害を受けて山梨の防災ポータルサイトのおくれが問題になっていると思うんですが、初歩的な質問で申しわけないんですけど、本県の防災専門のホームページは、この防災ポータルサイトという認識でいいんでしょうか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

本県の防災に関する災害の総合情報サイトとしまして、防災ポータルを防災危機管理課で構築し運用しているところでございます。

早川副委員長

先ほど答弁されたように、防災ポータルサイトは防災危機管理課が所管しているということで、もちろんリンクがあると思うんですけど、ここにも来年度の予算で「県ホームページの管理・運営」というのがあるので、この管理者、運営という観点もまた聞きたいんですが、単純に本県のホームページの防災の部分が薄い、弱い。それは更新のスピードと内容の不足、例えば東京都には東京都防災ホームページ、つまりうちの防災ポータルサイトと同じものがある。これは非常に内容も厚くて更新もリアルタイムなので、これからももちろん更新を相談すると思うんですけども、来年度の予算の中で本県の防災ポータルサイトを充実すべきじゃないかという点と、もう一点はこの来年度のホームページの管理・運営の観点の中で、スピードという観点だと、東京都では広聴広報課が中心となって専門のツイッターをやっているんですね。専門的な課があって、観光部やなんかは専門のツイッターがあるにもかかわらず、一番重要な防災のツイッターがないので、広聴広報課の立場、企画したりする立場として充実をする点と、専門のツイッターをつくるという観点でいかがでしょうか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

まず防災ポータルの方の充実ということについてでございますけれども、こちらのほうは構築したのがはっきりとは言えないんですけど、ちょっと前であってややシステムの古くなりつつあるかなという点はございます。防災ポータルの中の内容を充実していくに当たりましては、私どもといたしましてよく相談し、しっかりとバックアップ支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、SNSサイトでございます。今回の大雪の災害の状況を踏まえますと、やはり防災に関しますSNSのサイトを専用のサイトを設ける必要性というのは私どもといたしても感じているところでございます。この点につきましては、今後、

今回の一連のことにつきましてよく検証をして、防災危機管理課ともよく今後の対応を協議して対応策を考えてまいりたいと考えております。

早川副委員長　　もう一点、県ホームページの管理・運営者として、これは全体を広聴広報課なのでシステムを管理すると思うんですけど、ちょっと厳しいかもしれませんが、今回、防災ポータルサイトの更新がおくれていたわけですね。おくれていた中で管理・運営する立場としてももちろん各部が早く更新するようにと指導をいただいているのは聞いています。ただ、いずれにしても、その連携も含めたりスピードという観点で今回のことも検証して、もう一回、もっと素早くできるように指導していただくべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

茂手木知事政策局次長（広聴広報課長事務取扱）

私も広聴広報課は県のホームページのシステム管理者という位置づけでございますし、また、トップページの管理者でもございます。それぞれのページ、それから、それぞれのサイトの管理する担当課とよく協議をいたしまして、県民に対して適時・適切にわかりやすい情報を確実に届けられるように、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（富士山世界文化遺産保存活用推進事業費について）

早川副委員長　　次に、「富士山世界遺産保存活用推進事業費」で、2の「県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会負担金」に「各種戦略の策定」って書いてあるんですけども、先ほど課長からも説明があったんですけど、イコモスからも指摘されている情報戦略という観点で伺いたんですけど、私は従前から世界遺産としての価値について、まだまだ観光客とか登山者に対して、また一般の県民に対して十分に浸透していない。実際、地元でも信仰とか芸術というよりも極端に言えば自然遺産だと思っていたり、そういうような意識もある。そこで保全状況報告書の提出に向けて情報のあり方を示していくためには、この事業で来ていただいた来訪者に対してどこが伝わって、どこが伝わらないとか、どう感じたかというもの、例えばですよ、そういったような何らかの調査をしていくべきだと思うんですけど、これ本当に非常に重要な問題だと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘いただきました世界文化遺産としての広報のあり方ということ、これまでもパンフレットあるいは構成資産ごとに説明板といったものをつくってまいりまして、あるいはメディア等でも発信をしてきたつもりではありますけれども、まだまだ十分に一般の観光客あるいは登山者、そういった方に対して伝わっていない部分というのがあるかもしれません。今、またイコモス勧告におきましても多種多様な構成資産がもともと広い範囲に点在していること、それから、また既存のパンフレットとか説明板における情報提供のあり方というのが、断片的な部分があるという指摘を事実受けているという現状がございます。

今後、個々の構成資産というものが富士山の全体的な文化的な価値から見て、どういうふうな役割を果たしていたかということについて特に十分になされていないという指摘を踏まえまして、これは静岡県あるいは市町村と共同あるいは連携という形になるわけですが、観光客の動態でありますとか、世界遺産についての理解の度合いといった観点からの調査を平成26年度予算で実施することを、今、検討しております。そうした調査の結果、あるいは外国の世界遺産ではどういったことに特に留意をして対応しているのかといった先進事例の研究も踏まえまして、より効果的な情報提供の内容やその手法というものにつきましても検討していきま

して、これはイコモスからも言われております情報提供戦略というものの策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、展示あるいはその外観等含めて、今、検討しておりますけれども、平成28年度には世界遺産センターの開館を予定しております。そういった部分につきましても展示手法をどういうふうにやっていけばいいのかということにつきまして、引き続き検討していきます。

早川副委員長

その調査なんですけど、一般の人とか観光客ですね、当たり前のようにだけれども、予想以上にそういう意識がないんですね。本当に文化とか信仰とか芸術という観点が、極力わかりやすい調査を実施をしていただきたい。また同じくこの項目で情報戦略という観点で、以前からこれもたしか屋外広告物の統一をすることともこの情報戦略にあったと思うんですけど、イコモスが指摘をしているように構成資産周辺には本当に数多く不統一な看板があって、その景観を阻害しないようにという指摘がイコモスにあったと思うんですが、実際、私の地元富士北麓はとにかくいろいろ乱立してわかりづらいんですね。それは本当に非常に感じるもので、そこで公共的な看板はもちろんなんですけど、公共的な看板と民間の看板を含めてこの事業をきっかけというか、この事業で統一を図っていくべきだと考えるんですけど、いかがでしょうか。

泉富士山保全推進課長

イコモス勧告でも言われているんですけど、多種多様な標識・案内板がそれぞれ統一されていないデザイン等で、しかもその数が多いということがございまして、そういったものがまた美しい景観を阻害しているということとあわせて、来訪者に対して混乱を来たしていて情報がうまく伝わっていないんじゃないかという部分についての指摘というのが、これはイコモスだけでなく一般の方からも含めましてですけども、指摘をなされております。そういった部分もありまして、平成26年度におきまして、まずは市町村と共同で行政が設置した標識類といったものについて、まず改善を必要とする場所、それから、対象物を特定したりしまして改善イメージなんかも作成をいたしまして、統一できるものは統一をしたりあるいは撤去できるものは撤去ということをしてまいりまして改善を進めていきたいと考えております。

そして、また公共物については特に率先してとなるわけですけども、もちろん民間事業者が設置する標識類といったものは多々ございます。そういったものにつきましては県土整備部美しい県土づくり推進室が中心になっておりますけれども、平成25年度内に、全県対象にしているんですけど、屋外広告物ガイドラインというのを策定している途中でございます。こういったものができまじらば広く特に北麓地域の方々に普及啓発をいたしまして、民間の標識類につきましても改善に取り組むということを、今、検討しております。引き続きましてそういった看板・標識類の部分を含めまして県土整備部等とも連携をしながら、引き続き富士山周辺の景観改善に向けた取り組みについて進めていきたいと考えております。

(富士山登山総合安全対策事業費について)

早川副委員長

3番の五合目の総合管理センターの整備事業は、この事業って本会議でも出たと思うんですけど、私も従前から五合目の管理センターの活用策、高度化利用しないともったいないと。今回、吉田恩組のスカイパレスに移るわけなんですけど、現状の総合管理センターなんですけど、今は奥の方にパネルで展示がしてあって、世界遺産の価値の情報提供をしていると思うんですけど、引き続いてその部分は残していただきたいと思っています。それは富士山に登山しないで五合目にだけ来るお客さんの中で、ちょっとこれ語弊があるかもわからないですが、売店だけあってほかに

見るものがないという意見もある、富士山に来た感じがしないということもよく聞くんですね。だから、麓につくる構成資産の全体の世界遺産センターがありますね。それとはまた違った、五合目に行ったら富士山山体専門の価値を伝えるようなミニミュージアムというんですか、そういうふうなイメージのものに将来的に検討いただけないかなとも思うんですけど、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

泉富士山保全推進課長

先ほど少し申し上げましたけれども、平成28年に開館を予定している世界遺産センターというものを中心に、今、情報提供のあり方というのをどういうふうにやっていくべきかというのを考えておまして、まさにこの世界遺産センターにおける展示内容についての議論を、今、行っているところでありますので、その中で五合目も非常に来訪者の数が多いということがありますから、五合目とどういうふうに連携させていくかという活用策という観点も含めまして、幅広く議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

早川副委員長

それはいろいろな今後の検討を含めてなんですけど、より現実的なものとして今の従来の総合管理センターは、五合目に行ったら1時間、体を休めないといけないということで登山者が体を高地に順応させるために休憩するスペースなり、お弁当を持参して休憩するというスペースとしても、今、活用されているので、それも五合目の売店の人たち、商売をしている人たちの中からもやはり公共のそういうスペースは必要だ、残してほしいという意見を聞いているんで、それはぜひ残してほしい。というのは、隣に大きい非常にしっかりした公共のトイレがあるんで、それは本当に必要なことだと思います。それと平時のときはそれでいいんですけど、緊急時の地震とか、台風とか、噴火のときは屋根がついた隣にトイレがある一時的な避難所が富士山はないので一時的避難所として指定していただくことも検討いただいているのかどうか、そうすべきだと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘の五合目の現在の活用、今の利用のされ方の中で、従来の総合管理センターというのが平常時には一般の来訪者の休憩スペース、お弁当を食べたりあるいは登山者にとっては1時間程度体を高地順応させるという部分で、非常に大きな役割を果たしているということではございます。したがって、今年の夏につきましては従来の総合管理センターにつきましては、平常時におきましては来訪者の休憩スペースでありましたり、あとは引き続き世界遺産に関連した展示を行うスペースとしまして、世界遺産の価値について来訪者に情報提供を実施していくということで、その点については従来と変わらない対応をしていくということについて御理解をいただければと思います。そして、また大規模災害や事故発生時につきましては、これは災害の対応策ということの1つとして負傷者等の一時収容所でありましたりとか、県の現地対策本部というふうな活用の仕方を、今、考えておまして、災害の観点から五合目をどういうふうにするのかということにつきまして、また引き続き議論をしてみたいというふうに考えております。

早川副委員長

そのほかにもこの五合目の総合管理センターの活用策というのは、例えば登山ガイドの人の拠点として、ガイドの方から安全登山を聞いたり、環境問題について連絡する、そういう考え方もあると思うんですね。いずれにしても年間230万人の人が五合目を訪れているわけですから、いろいろなあり方検討委員会も含めたり、地元の意見もつけて新総合管理センターも旧総合管理センターも有効活用してい

ってほしいと思います。

(やまなし縁結びサポート事業費について)

杉山委員

この事業の目的は少子化対策ということだと思います。多くの議員がこういう問題については問題意識を持っていて、常に問題提起をされているんですけども、今回、新たに2つの事業を追加されて5つの事業をとということになるわけですが、今までやっていた事業3つについての指摘といいますか、評価といいますか、その辺はできているのかどうかを聞きたいと思います。

小林県民生活・男女参画課長

まず、去年の1月から縁結びサポーター事業というのに取り組んでまいりまして、各市町村とか団体が行います婚活イベントの支援ということで、例えばPRでありますとか、企画運営に関する研修会、それから、交流事業などを行ってまいりました。その実績・成果ということですけども、まず現在サポーターが1月末現在で61団体登録をさせていただいております。そして、これまでにイベントを開催した数が102件で参加者数が2,343名で、イベントの際にカップリングというのをするんですけども、そこでカップルになった方々が304組いらっしゃいます。また、一方メールマガジンというものを使って、会員の方々にイベントの情報を流しているんですけども、このメールマガジンの会員数がやはり現在、657人ございます。それから、昨年度、9月20日に専用の婚活サイト「婚活やまなし」というホームページを開設したんですけども、このアクセス数が約2万件ほどございます。

杉山委員

当然ながらこの事業は、未婚化・晩婚化を改善するためということが目的・目標になっているわけですけども、そのために追加でさらにということで2つの事業を追加されたというふうに認識はしているんですけども、そこで具体的に聞きますが、1番目の出会いサポート事業というのは何となくわかるんですけども、2番目の「結婚支援セミナー事業」というのをもう一度詳しくお聞かせください。

小林県民生活・男女参画課長

結婚支援セミナーというのは、今の若い方々はコミュニケーション能力が少しないのではないかとということが言われておりまして、その辺の支援をするようなセミナー。あるいは出会うときにぱっと見、第一印象ってとても大事なんですけども、その辺の気遣いができない方も最近多く見受けられるということで、本当に基本的なところのお話なんですけども、話し方とか、服装とか、そういうコミュニケーションのとり方とかいうことを学んでいただくためのセミナーを、県内の3地区において男女別々に6回開催をするという事業でございます。

杉山委員

コミュニケーションということを行政がやること、どうなのかなというふうに思うんですけども、こういう事業を未婚化・晩婚化を改善するためにということで厚くしようという気持ちはわかるんですけども、やっぱりそもそもなぜそうなったのかということを考えないと、こういう事業ばかりどんどんどんどんふえていくということに当然なるわけです。例えば今おっしゃったようなコミュニケーション能力に関しても、それが全てだとは言いませんけれども、やっぱり子どもからの教育だとか、そういうことも1つの要因だと思うんですね。いろいろ御議論はあるでしょうけど、例えばジェンダーフリーだとか、今、一番下の子供が小学校3年生にいますが、昔は君だとか、やっぱり女の子は女の子、男の子は男の子ということだったんです。男女共同参画という趣旨も男性と女性の違いをお互いに認め合って、お

互いを尊重しようというのが本来だと思うんですね。どこかでちょっと食い違って、男性も女性も一緒なんだみたいな形があるから、そういうコミュニケーション能力も問題が出てくるということをおもうんですね。そういう意味ではこの場ではないかもしれませんが、教育だって必要だろうし、その辺も含めて総合的な、なぜこういう事態になっているのかということを含めて事業展開していかないと、このまま行くとどンドンどンドンそういう事業が膨らむばかりだというふうに感じるんですが、ぜひそういうことを含めて全体的なところの議論をされて、事業展開されていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

小林県民生活・男女参画課長

委員のおっしゃるとおりで、意識改革というところも大変大事ですので、このセミナーの中でも意識改革という部分も当然含めてのセミナーとなっております。また、別な方向でこれは婚活という場面で事業を組み立てているんですけども、その中に当課では男女共同参画も担当しておりますので、そちらのほうで例えば男女共同参画の考え方でありまして、ワークライフバランスについての意識改革という事業も考えておりますので、そちらと一緒に進めてまいりたいと思っております。

杉山委員

ぜひそういうような形で全体的なところで、もうちょっと違う視野で考えていただきたいと思えます。

(やまなしリニア魅力発信事業について)

次の項目ですがリニアの3ページ、まず1つ目は先ほど御説明をなさったんですが、新リニア見学センターがこの4月からオープンということで、地元を中心としてすごい期待もされております。先ほど説明もあつたんですが魅力発信事業ですね、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

岡リニア推進課長 お尋ねの「やまなしリニア魅力発信事業」の内容でございますが、一言で申し上げますと、まず目的は全国で唯一リニアが走る姿を見られるのは山梨だけ、都留の見学センターだけだと、これを最大限に利用しましてリニアの走る山梨の魅力を日本じゅうにPR、情報を発信して大勢の人に来ていただく、そして来ていただいた方にはリニア見学センター以外の富士北麓地域であったり、国中地域であったり、さまざまな観光地へ足を延ばしていただくという狙いがございます。

内容といたしましては大きく4つございまして、1つはリニア見学センターを全国へPRするための宣伝材料、これを非常に効果的なものをDVDという形で作って一生懸命売り込みをしよう、そのためのDVD作成の事業でございます。そして、2つ目が夏休みに予定をしておりますが、山梨リニアフェスといういわゆる集客のためのイベントを計画しております。この際にはリニア中央新幹線の沿線各県から御当地の特産品ですとか、ゆるキャラ等に出展していただきまして、大勢の方をお呼びしようという内容でございます。そして、3点目が見学センターを学習の場として有効に使っていただくためのワークシートの作成であります。この狙いはリニア見学センターが全国から注目を浴びている中で、特に遠距離、例えば中京・関西の方から修学旅行で来てくれるお客さんを掘り起こそうという狙いがありまして、そのためにはやはり見学センターへ行けばこういう学習教材が提供されて、それを使ったカリキュラムといいますか、プログラムも用意されていると、こういうツールを作成しよう、提供しようという内容でございます。最後、4点目でございますが山梨リニアガイドの作成と申しまして、紙版のパンフレットとウェブ版のホームページで、見学センターを起点として県内のほかの観光地へ行くさまざまな周遊ルートを考えて、それを御提供しよう。これによりまして冒頭申し上げまし

た見学センターへ来て帰ってしまうのではなく、ほかの観光地へも足を延ばしていただくという狙いの事業、以上4つの内容でございます。

杉山委員

当然来ていただく方は老若男女、大勢の方ということだと思んですが、3番目の子供たち、修学旅行、非常にいいことだと私も思います。ぜひ本当に全国の学校に呼びかけて、ぜひ山梨のリニアを見ていただく、そんなことをぜひアピールをしていただきたいと思います。アピールは当然アピールでぜひしていただくことになるわけですが、どのくらい来るのかですね。その辺も当然想定の中にあると思うんですが、何人くらい来られる、来てほしいと、目標値について、どういうふうに捉えていますか。

岡リニア推進課長 今年度、指定管理者を新たに募集する際の入館者数は10万人という想定をしております。しかしながら、これは指定管理者に応募していただくためにハードルを余り高くしますと、企業ですから赤字のリスクを恐れてなかなか手が挙がらないということを見越したものでございますので、実際には今後のPR、誘客の努力によって、何人という明確の数値目標はございませんが、より多くのお客さんに来館していただくようにして頑張っていきたいと思っております。

杉山委員

とりあえずの目標値が10万人ということで、10万人以上ですね、例えば20万人来て本当に想定外の20万人に達するようになれば、それはそれでこしたことはないと思うんですが、そうすると当然キャパシティの問題があるわけで、その辺はぜひ地元の都留市も都留市なりにいろんな事業を考えていますので、ぜひ地元の自治体と協議をいろいろ密にさせていただいて、ぜひ本当に1人でも多く来ていただける、当然、周辺整備も必要になってきますので、その辺をぜひお願いしたいと思っております。

(リニア中央新幹線活用推進事業費について)

もう一点なんですが、リニア中央新幹線活用推進事業のところなんですが、今年度と来年度2カ年で策定するというところでありまして、今年度の策定の検討状況ですね、これをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

岡リニア推進課長 今年度はリニア駅周辺整備検討委員会という外部の委員さんによる委員会を7月に設置いたしまして、その後、10月、1月と既に3回開いております。その中では駅周辺地区に導入すべき機能はどのようなものか、そして、それぞれどのようなくらいの規模が必要かという議論をしていただいております。また、あわせて山梨県議会のリニア議連の研究委員会にも同様の御説明をさせていただきまして、さまざまな御意見を頂戴しております。さらに県の期成同盟会のリニア活用策検討部会からの御意見を頂戴して、これらを総合して検討を進めているところでございます。

杉山委員

2番目にもありますけれども、来年度の策定に関する調査ということで記載してあるんですが、具体的に来年度の調査の内容といいますか、その辺をちょっと御説明いただきたいと思っております。

岡リニア推進課長 調査と申しますか、コンサルタントにどんなサポートをしてもらうのかという御説明をさせていただきます。今年度、駅周辺地区に導入すべき機能や規模について検討をこれまで行ってまいりまして、今月中にも開催予定でございます第4回の委員会では、それらをどういうふうにレイアウトするかというゾーニングのたたき

台を幾つか御提示して、ゾーニングに関する検討をしていただく予定となっております。来年度はそれらの検討を踏まえまして、今度は整備する内容や規模が決まったという前提で、どういう事業手法で整備を進めていくのか、またその事業費はどのくらいかかるのか、そういった整備をして採算がとれるのか、こういった検討を来年度進めてまいります。それに当たりまして必要な検討ですとか、事例の収集・分析・提案、こういったものをコンサルに委託をいたしまして、補助的な業務をやってもらおうという考えでございます。

杉山委員

まさしく今おっしゃったように、リニアの駅ができるという周辺の地域の人たちは、すごい期待も持っていますし、関心も高いわけです。そういう中でこの調査もですね、要するに基本方針を策定するための調査なので、この基本方針ですね、リニア周辺整備基本方針がいつどのように決定されるのかということが一番の目標にあるわけですが、このところについてよろしく願います。

岡リニア推進課長 現時点で詳細に何月ごろということまでは申し上げられる段階にございませんが、来年度中には先ほど申し上げたような検討を終了して、最終的に基本方針という形で公表していきたいというスケジュールを考えております。

杉山委員

最後に、基本方針、これからの大変に重要なことになるわけですが、その基本方針、現時点で結構なんですが、お話しできる範囲で、どういう項目立てといますか、どういう形の基本方針なのかということ、もしお話しできる範囲でよろしいのでぜひお願いいたします。

岡リニア推進課長 大ざっぱな項目立てという程度になりますが御了承ください。まず考えられますのは、1つ目、駅周辺整備の目的がございます。2番目としましてその整備に当たっての基本的な考え方、これは周囲の状況ですとか、リニア活用基本構想における考え方ですとか、そういったものをトータルいたしましてどういうふうに考えていくのかという部分になります。そして、3つ目といたしましては具体的な周辺地区の整備計画になります。内訳を大きく申しますと、1つは全体の整備方針、それから、整備する範囲、そのエリアの中のレイアウト、ゾーニングでございます。そして、それを実現するための整備手法、事業手法といってもよろしいかと思えます。そして、最後に整備のスケジュール、こういった整備計画、これがメインの部分になるかと思えます。そして、4つ目といたしましては道路整備も当然必要となっておりますので、周辺の幹線道路や身延線へのアクセス等を含めた地区内の道路もセットにした道路整備計画、これも大きな要素になってまいります。最後にそれらを踏まえまして、今後こういった点に留意して進めていくのか、今後の課題といったようなものでございましょうか、以上のような項目を考えております。

杉山委員

いずれにしても駅周辺の方々、また沿線の方々も含めて、このことに関してはすごい関心を持ったりもしておりますので、ぜひ期待をしております。よろしく願います。

(休 憩)

(やまなし縁結びサポート事業費について)

木村委員

私には結婚支援ということに大変強い思い入れがあるわけですし、平成19年に本会議で結婚支援について質問をさせていただきました。県はまず手始めとして県内の結婚相談員さんたちが市町村の枠を超えて、広域的にその情報を交換し合う、

共通認識を持つ学習の場づくりをするという、その辺から取り組みが始ったわけですが、その後の出会いイベントの開催支援や婚活講演会を開く御努力などは、先ほど杉山委員さんの質問において当局から御答弁がございました。本当に着実に結婚支援について進んで、その成果が上がっているということを感じました。いよいよ来年度から新たに取り組みますシステム検索による出会いサポート事業は、若い人たちの時代のニーズに合った方法で、大変期待をしておるところであります。そこで、まず結婚を希望する男女の出会いから結婚までの支援については、民間や市町村でも行われていると思いますけれども、その状況についてまずそこからお問い合わせしたいと思います。

小林県民生活・男女参画課長

まず市町村ですけれども、平成25年4月1日現在で県内の14の市町村で結婚相談事業を実施しておりまして、相談員は206名おります。毎年大体20組～30組程度の成婚の実績があると承知をしております。また、民間の結婚相談所ですけれども、県内には約40カ所、現在ございます。

木村委員

みんなそれぞれの地域でも頑張ってるんだなということがわかりました。いろんな取り組みがある中で県として取り組まれるわけですよね。県としての使命と言えば大げさなんですけど、県が取り組むその理由、そして特徴についてお問い合わせしたいと思います。

小林県民生活・男女参画課長

まず県が取り組む理由ですけれども、一つには内閣府の調査によりますと地方自治体に行ってもらいたい結婚支援策として、出会い関連事業が第1位に挙げられているということがございます。一般の結婚をしたい方の中で県とか市町村に出会いの関連の事業をしていただきたいという要望が強いということがまず挙げられます。それから、結婚相談所のサービスの内容というのが、一般的に3つの体系に分けられると言われております。まず1つ目が仲人結婚相談型といいまして、相談に乗りながら相談員は「こんな方はどうでしょう」というふうに相手を探して紹介をする仲人結婚相談型というのがあります。それから、もう一つがデータマッチング型といいまして、県が今回行おうとしておるのはこの型なんですけれども、登録された会員のデータを本人がシステム検索をいたしまして、希望する相手とお見合いをしていくという形、データマッチング型というのがございます。それから、3つ目としてインターネット型といいまして、登録から検索、またお見合いの申し込みまで全てインターネット上で行うというやり方があります。この3つの種類に分けられるんですけれども、県内の民間事業者の多くは小さいところが多くて、仲人結婚相談型というものがほとんどです。それから、市町村の結婚相談所も全てこの仲人結婚相談型となっております。

また、一方、経済産業省の調査によりますと、結婚相談所を利用している若者のうち、5割がデータマッチング型を使っているという結果がございまして、若者のニーズと現在提供されているサービスにミスマッチが生じている状況がございまして。こうしたことから若者のニーズに応える、そして婚活を支援するために県が全県がカバーできるデータマッチング型の結婚相談事業を行おうというふうに考えております。

また、特徴ということですが、県が行うことで民間の事業者は非常に利用料金が高いと言われておりますが、それが安価で行えること、また、県が行うということで安全にサービスが提供できるのではないかと考えております。

木村委員

県が主体になるということで、結婚を望む皆さんも安心できるということですね。

その1つに私が言いたいと思っていたんですが、民間は利用料が高いというふうに、一般的にも実際にもそうだと思うんですが、そう思ってもおりました。具体的にほかには何か内容がもしありましたらお聞かせください。安心して一応できるということも。

小林県民生活・男女参画課長

事業の内容を簡単に御説明いたしますと、今、考えているのは市内に、仮称なんですけれども、「やまなし出会いサポートセンター」というものを設置して、システムによる検索によってお見合いの仲介を実施するというふうに考えています。簡単に入会から退会までの流れを御説明申し上げますと、まず結婚を希望する独身男女を会員登録いたします。会費は2年間で1万円を考えております。会員になった方はセンターに来ていただきまして、そこにあるパソコンによりまして条件や希望に合った方を検索していただいて、センターのほうにおのおの申し出をしていただきます。センターでその相手の方に連絡をとりまして、了解が得られたらお引き合せを行います。その後、交際をしてめでたく成婚となった場合に退会ということになります。

それから、安心という面なんですけれども、トラブルを防止するために会員の登録時に市町村が発行いたします独身証明書と、本人であることが確認できます運転免許証などの写真付の身分証を提出していただき、また、誓約書を提出していただくこととしております。なお、センターは平成27年1月の開設を予定しております。当面常勤の職員1名、非常勤職員3名の体制で運営を行う予定であります。

木村委員

本当に条件に合った相手を探すというか、その人とメールをするという方法というのは、今の若い人たちの気質に合っていると思いますけれども、そもそも相手に望む条件が高過ぎて相手が見つからないということもあるでしょう。データだけでは判断できないということもあるわけなんですけれども、若者の意識改革を促したり、仲人的な第三者がやっぱりアドバイスする工夫も必要かと思うんですが、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

小林県民生活・男女参画課長

委員御指摘のとおり、データマッチングのような煩わしくないサービスを希望する方が多いんですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、コミュニケーション能力が不足しているということも言われておりますので、意識改革とか、コミュニケーション能力の向上を支援する事業といたしまして、結婚支援セミナーを県内3地区で男女別々に開催をすることにしております。それから、データマッチング事業におきましても登録時や検索時にはセンターの職員が必要に応じまして助言をする、また、その後はお見合いの席に世話焼きサポーターに同席していただきまして、この世話焼きサポーターが悩み相談などのフォローを行うこととしております。なお、個人的なサポートをより希望する方には、市町村の結婚相談所を紹介いたしまして、市町村との連携・協力をする中で相互の事業効果を高めていきたいというふうに考えております。

木村委員

何か大変至れり尽くせりじゃないですけれども、きちんとサポートをしていくという細かな配慮がされているなというふうに思います。私は少子化対策とか人口増とかいうことでこれに取り組まれるということもあろうかと思うんですが、私の考えは結婚をして家庭を持つということ、つまり自治会に加入をしてその地域社会の一員となって、しっかりと地域づくりに立ってもらいたい。社会人としてしっかりとした人生の中で、結婚することにおいてしっかりと立ってもらいたいというのが、

私の本当の結婚を支援していく理由なんですけれども、若者の結婚に対する統計、先ほども伺いましたが、結婚を望んでいる方がすごく多いということと、その割に働く時間が多様化されていてなかなか異性と会うチャンスがないというような話もよく頼まれる中にあるわけでありまして、大変難しい時代になっているわけなんですけれども、新年度予算の事業は大変最近の若者に合ったパソコンでできるような事業であり、この新年度の事業に大変期待をしています。ぜひさらに先ほど杉山委員の答弁にありました、カップリングが304組とかありましたけれども、目標をつくっていらっしゃるかどうかかわからないんですが、大変難しいですよ。もし目標がありましたらお聞きして、しっかりと頑張っていたきたいということで終わりにしたいと思います。

小林県民生活・男女参画課長

目標というのが難しいんですけれども、実は同じようなシステムを採用しています愛媛県で、現在センターの会員が3,000名ほどいらっしゃるんだそうです。平成23年度から始めたんですけれども、愛媛県は順調にうまく行っているというふうに聞いておりますので、当県の人口比、大体、山梨県は愛媛県の6割程度の人口ですので、その人口比で言いますと1,800人ぐらいの会員は二、三年後には集めたいと、そしてその上でこの事業を運営していきたいというふうに考えております。

(ユニバーサルデザイン普及促進事業費について)

仁ノ平委員

まず企の3ページ「ユニバーサルデザイン普及促進事業費」100万円ですが、毎年100万円がこの事業費が盛られているんですが、主な内容はフォーラムの開催と承知しております。来年度のフォーラムの主眼は何でしょうか、教えてください。

一瀬企画課長

来年度につきましてはオリンピックあるいは富士山世界文化遺産、それから、リニア等もございますので、UDを配慮したまちづくりというものに焦点を当てまして、フォーラムを開催していきたいと考えているところでございます。

仁ノ平委員

ずーっと取り組まれてきたかと思いますが、まちづくりにUDはいいと思います。全庁的にUDは取り組まれているはずですが、目につくのはこのフォーラムと、あと新採用職員の職員研修、4月に最初にするのかな、UDの研修が主なものだと思います。職員研修についてはこちらの所管ではないかもしれませんが、ぜひ目配りした上で、その後、学びの場というのは少ないですので、現職の方についての理解は大変進んできたとは喜んでおります。新人の方へのUDの研修を県にしていたきたい、それへの御指示をとということで御答弁をお願いします。

一瀬企画課長

職員研修につきましては県職員、それから、市町村職員を対象といたしまして研修を行っていただくようにということで、私ども企画課の方から職員研修所に対しましてお願いをしているところでございますので、これからも引き続き新しく採用される職員に対しましては、この研修を継続してまいりたいと考えているところでございます。

(食品ロス調査事業について)

仁ノ平委員

企の23ページ、消費生活安全課全体の中ということで伺いたいのですが、昨年9月の議会に食品ロスについて補正予算の御提案があり、その後シンポジウムの開催と県民への調査の事業が行われたかと思えます。それについて、来年度は発展的

にどこかに組み込まれているのか、あるいは終わりなのか。食品ロスについてはどうなっているか、どこの予算に入っているのか教えてください。

古屋消費生活安全課長

食品ロス調査事業についてのお尋ねです。今年度9月補正でこの食品ロスを削減のための組成調査というのを県内の100世帯で行いまして、実際に各家庭から出ている食品ロス、どのくらいあるかということ进行调查していただいて、全県的な推計値も含めまして1月に今後の普及の一つの取っかかりとしましてシンポジウムを開催をさせていただいたところです。当然それで終わりということではなくて、例えばこの中に消費生活のいろんな情報を提供しようという啓発事業がございます。その中で各家庭や地域で取り組んでいただくことにつきましても、広い意味での消費者教育というふうな情報発信ですとか啓発普及、その中でいろいろな形でところで生活情報誌にその情報を載せたりとか、暮らしの情報等で報道したりとか、いろいろなさまざまな方法を使いましてこの食品ロスの削減に向けた啓発事業を進めていきたいと思っています。それイコールの名目の予算は計上しておりませんが、広い意味での消費者教育または消費者の啓発普及という中で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

仁ノ平委員

その調査を通じて本県でも大きな問題が見えてきたようにも報告された記憶がございます。ぜひ御答弁のように来年度も継続しての取り組みをお願いしたいと思います。

(公共交通活性化総合対策事業費について)

次に、リの6ページ、マル新の「公共交通利用促進事業費」やまなし公共交通フェスティバル開催などの経費ですが、このことで伺います。このフェスティバルについては60万円でしたか、来年度県の予算が当てられていると。これまではこのフェスティバルは事業者のみの催しだったように記憶しているんですが、県がこれからは予算措置をして加わるんだという、その意図はどの辺におありか御説明ください。

廣瀬交通政策課長

昨年12月にバス事業者が主導で「やまなしバスフェスタ」というのを甲府駅北口でやらさせていただきました。このときはバス事業者のほうから幾つかのバス路線の短縮、縮減をしたんですけど、思ったほどお客さんが入ってくれなかったり、収支が上がらないということで、何年か前にやっていたバスのフェスティバル的なものをやりたいということがございましたので、試行的に県の方も参加させていただいて、北口でこういったバスを並べてのフェスティバルをさせていただいて大変好評だったと聞いております。それで、そういったこともございますし、最近のモータリゼーションに伴うマイカーブーム、それよりもやはり公共交通を使っていた渋滞緩和とか環境への配慮、そういったものを促進するという意味で、県も公共交通機関の利用促進をうたっておりますので、バス事業者だけでなく鉄道事業者とか、市町村の町営バスとか、そういったものも含めて、1回、利用促進、県民の皆様は公共交通の関心を喚起するような試みとしてやりたいということで、今回こういった催し物を企画したところでございます。

仁ノ平委員

フェスティバルについてはよくわかりました。昨年の本会議でも質問させていただきましたが、公共交通の維持はこれからの高齢化社会の中で県民の足として、あるいはまた環境負荷への軽減ということも考えましても、これを維持していくのは大変なことであるけれども、大切なことだと承知しております。フェスティバルは

そうはいつでも1日だけのものではありません。公共交通の維持、利用促進、利便性の向上のために来年度はどのような取り組みをされるのか伺いたいと思います。

廣瀬交通政策課長 昨年12月に知事から答弁もございました、今後、県内を幾つかの地域に分けさせていただいて、関係する市町村とか事業者、それから、国、そういったものと一緒に協議をしていきたいと思いますという形の試みを今年度から始めております。今年度、甲府盆地の南西部、甲府市、中央市、甲斐市、昭和町、南アルプス市、富士川町、そういった甲府盆地の南西部の地域におきまして、バス事業者、市町村、国による検討会を立ち上げまして、この中でより使いやすいバス路線等とするために地域におけるバス交通の現状認識と、それから、課題、そういったものを皆さんの共通認識を持とうと。その上でより使いやすいような、そのバス交通に向けての利用促進方策とか、将来的なバス交通ネットワークのあり方、こういったものについて論じていこうという試みを始めております。今後、できれば近日中に、この間、雪で流れてしまったんですが、富士北麓地域、それから、翌年度以降も県内の幾つかの地域において、こういった地域、その県域を区切って公共交通の利用促進を図る検討会、そういったものを進めていきたいと考えております。

仁ノ平委員 来年は甲府、その南部ということですが、お話のようにぜひ全県下にその協議をしっかりと進めていただいて、来年度以降も御努力をいただきたい。

(公共施設等総合管理計画策定事業費について)

知の2に戻っていただくんですが、マル新「公共施設等総合管理計画策定事業費」1,500万円について伺います。まず初めに「公共施設等」とあります。この「等」とは何でしょうか。つまり何の総合管理計画を策定するのかという質問であります。よろしくをお願いします。

弦間政策参事 公共施設等総合管理計画を策定する公共施設等の範囲でございますけれども、学校、庁舎、図書館等のいわゆる箱物だけではなくて、道路・河川などの公共土木施設も含めまして、本県が管理しておりますあらゆる施設、全てのインフラが対象になっております。

仁ノ平委員 大変膨大なものを範囲とするわけで、大変な計画をおつくりになるのだと思います。いつまでにつくるのでしょうか。

弦間政策参事 この計画でございますけれども、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象といたしまして、戦略的な維持管理・更新等を推進するというところで、国がその方向性を示しております。これがインフラ長寿命化基本計画でございますけれども、この基本計画におきまして将来の目指すべき姿、あるいは年次目標達成に向けたロードマップ等が示されておまして、その中に本県も作成いたします公共施設等総合管理計画を、おおよそ平成27年度までに作成するというふうなことが示されております。今後、総務省から公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針というのが示されることになっております。まだ正式には通知は来ておりませんが、この指針を踏まえまして速やかに策定に取りかかってまいりたいと考えております。

仁ノ平委員 ちょっと今よくわからなかったんですが、平成27年度末までにという理解でよろしいんですか。

弦間政策参事 そのとおりでございます。平成27年度末までに、おおよそですけれども、平成

27年度末と言われております。

仁ノ平委員 そうすると、策定期間は2年ですね。

弦間政策参事 2年でございます。

仁ノ平委員 午前中の御説明の中で、また、ただいまも「これまで以上に戦略的に県内公共施設等の維持管理をするために」とのお言葉がありました。これまでは何をやってきたのか、戦略的にこのことに取り組むとはどういうことか、教えてください。

弦間政策参事 これまでこういうインフラ老朽化対策につきましては、国や地方公共団体それぞれのインフラ管理をしている者が、その基準であるとかマニュアル等につきましてばらばらにやっていたという状況でございますけれども、今回、国の方で基本的な方針、計画を立てまして、将来を見据えた中長期的な総合的・計画的な計画を策定していこうというふうなことでございます。それに当たりまして戦略的というのは、今後、人口減少社会が到来してくるということでありまして、厳しい財政状況の中でインフラのトータルコストを削減していかなければならないというふうな状況がございますので、そういうものを総合的に勘案いたしまして戦略的に取り組んでいくということで、今回この予算につきましても民間のコンサルタント会社の高度な専門知識や調査・分析能力の支援を受けまして、また、国の技術支援あるいは財政的な措置もございまして、そういうものを受けまして速やかに取りかかっていきたいという意味でございます。

仁ノ平委員 過日の新聞報道でこの計画期間というんでしょうか、何年後をラストにした計画をつくっていくかということで10年と出ておりました。国は10年以上の計画をつくれと言っていると思います。午前中は、参事、中期的とおっしゃったんですよ。今は中長期的とおっしゃいました。10年では短期であって中長期にはならないと思うんですね。このことを先行的に行っていた自治体では例えば40年の計画を立て30%削減、30年の計画を立てて何%削減、大きな問題ですから10年の細切れの計画を立てても目をぱちくりしている暇に時期が来てしまって、もっと長いスパンでの人口減少を見据えた、途中で見直しは当然必要でしょうけれども、まさに長期的な計画が必要だと思うんですが、新聞報道は10年とありました、本当ですか。

弦間政策参事 この計画の計画期間のことだと思いますけれども、総務省から言われておりますのは計画期間は10年以上の長期のものとすることが望ましいというふうな説明を受けております。今後、総務省から先ほど言いました通知、正式な指針というのが示されることになっておりますが、それを踏まえて計画期間を検討してまいりたいということでございまして、10年の期間を現在決定しているわけではございません。10年以上が望ましいということで、今後設定していくということになります。設定に当たりましては対象となる施設の現状でありますとか、どういう課題があるか、あるいは中長期的な維持管理コストがかなりかかりますけれども、そういうコスト見通しというふうなものを考慮した上で計画期間を設定するということが、国の策定した基本計画にも記載されておりますので、そういうことを総合的に勘案した上で10年以上の計画をつくってまいりたいと考えております。

仁ノ平委員 その新聞記事は何かを見て間違えたのかなと今の説明で思ったんですが、さて、ちょっと角度を変えますが、老朽化に伴う長寿命化を検討したり、あるいは統廃合、

統合したり廃止したりということになってくると思います。そうした場合に、県民は大変不安になると思うんです。まず県民になぜこういうことが必要かという総論を理解していただく努力が必要だと思います。ただし、果たして総論を理解したところで、うちの近くの施設がなくなるというのは、例えば災害時の避難ということも考えたりすると不安ですよ。私も一県民ですが気持ちを考えると、何でこんな豊かな時代に建物を減らさなきゃいけないか、統合しなきゃいけないか、ましてや先ほどの御答弁で学校と出てきました、図書館と出てきました。減ることは県民にとって何をやってんだという意識につながりやすい。総論の理解をしていただいた上で各論についても丁寧な説明、県民理解の上にこのことを進めていただきたいと思います。願うものですが、いかがですか。

弦間政策参事

公共施設等について、維持管理をして更新するのか、統廃合するのかというふうな最適な配置を決定するということにつきましては、やはりこれはまちづくりのあり方であるとか、住民の暮らし向き、そういうものに大きく関係することでありますので、当然住民の関心は高いものだというふうに思います。県民の意見を反映するということが大事な要素であるというふうに考えております。このため住民への十分な説明であるとか、あるいは情報提供は入念に行っていきたいというふうに考えております。具体的にどういう方法で理解を求めていくかについては、今後の検討課題ですが、委員がおっしゃったように総論をまず理解していただくということが大前提でございますので、その辺は十分に組み込んでまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

私は県民だけでなく、また県職員の方も県民ですが、県職員の方のやっぱり縦割りの中で動いている中で、国で言う省益というのはないですが、自分たちが働いているところの施設がなくなるというのは大変なことだと思います。県庁内の反対も総論はわかってても反対もあるんじゃないか、そんなことも予想されます。そうしたことからしてもばらばらに取り組むのではなく、このことに取り組むときには、例えば神奈川県秦野市では公共施設再配置課ですか、新設いたしました。そのような一元的な管理をする部署を設けて取り組む、そのことはスムーズに運ぶだけでなく経費の削減、先行自治体によると、ばらばらに取り組むより一本化していると2割経費が削減できるという点からも、推進する部署の一元的な管理というものがぜひとも必要だと思いますが、これを推進する組織というものをどのようにお考えでしょうか。

古屋知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱）

いろんな部局にわたる計画になると思いますが、まず取りかかりについては組織を立てるというよりも、やはりある程度人を集めてやっていくというような形で、だんだんに取り組んでいくということが必要だと思いますので、一気に組織をつくるかではなくて、プロジェクトチームなり何なりということから、緩やかな組織みたいなところから動かしていくべきだというふうに思いますので、その辺についても来年度に向けて今から検討していきたいというふうに思っております。

仁ノ平委員

組織というか、いろいろ期間制約のこともこれからの検討ということもあるかと思うんですが、最後になるんですが、どういう基準でこれは長寿命化、これは統合、これは廃止としていくか大変難しい問題だと思います。40年で30%削減って、ただ30%ばさばさ切っていくなら事は簡単ですが、やはりどういう山梨県をつくるんだ、どういう山梨にしていこう、あるいはこういう政策だからこの施設は残そうという意図というか、目標がないことには、ただやみくもに30%減らすという

んではやっぱり県民の理解はなかなか得られないことと思います。この公共施設の再配置における県の考え方の基準というか、政策との関係というか、根幹にはどうという考えのベースがありますでしょうか、お答え願います。

弦間政策参事 統廃合等の基準の話だと思いますけれども、施設等の現在利用している状況であるとか、あるいは耐用年数というふうなものもございます。そういうものも踏まえますが、やはり中長期に及ぶものがございますので、今後の人口見通しであるとか、あるいは中長期的な維持管理・更新等のコストがどのくらいかかるというふうな財政収支の見通し、そういうものも考慮した基準をつくっていかねばならないというふうに考えております。具体的な基準の策定に当たりましては、総務省からの正式な指針が参りますので、それを踏まえますが、やはり将来の山梨の姿、ビジョン、そういうものを示しながら明確な基準をつくっていかねばならないと考えております。

仁ノ平委員 御答弁結構ですが、私はこのことについて反対しているわけでもなく、むしろ賛成というか、賛成も反対もなくこれはもうやっていかねばいけないことだと承知しています。やらなきゃいけない、どうしても。あすの山梨、日本をつくるために老朽化に立ち向かわなきゃいけないし、人口減少の中でこれまでむだな施設があったとすれば見直さなきゃいけない、どうしてもやらないことだと理解して、ぜひともこのことを県民によくわかるようにということのを常に考えながら、来年度、そして、今知ったのですが2年の計画、再来年度の計画づくりを本当に一生懸命にやってほしいという気持ちです。その時々でまた我々にも情報をいただければと思います。

(政策課題調査費について)

白井委員 説明がちょっと簡略過ぎたのかと思うけれども、政策課題調査費1,500万円、政策課題調査ってこれ具体的に何ですか。

弦間政策参事 これは県民福祉の向上を図るという観点から、将来的な課題につきまして総合調査を行いながら、全庁的な視点からの調査を実施するものがございますが、具体的には年度の中途に発生した予算措置がされていないようなものについて調査の対象としております。今後の政策展開に資するための基盤づくりや環境福祉などの行政分野における県政の諸課題への調査、2点目として複数の部局にまたがるもので政策的な調整が必要な計画等の方向づけを行うための基礎調査、中長期的な政策形成に資するものについての事前調査、最後に所管の定まらない事項についての施策化に向けた事前調査、このようなものを対象にしております。

白井委員 何ていうのかね、そういうものが出てくるであろうことを想定してやるということなのかもしれないけれども、予算も1,500万円と巨額だし、何なのかなと思ってちょっと疑義を感じた。

(富士山登山総合安全対策事業費について)

富士山保全のことで五合目の総合管理センター、これは例の吉田恩賜林組合から借りるという、これですか。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘のとおり富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の方から建物をお借りする形で、現在ある県の機能を移設するというところでございます。

臼井委員 有償ですか。

泉富士山保全推進課長

はい、有償でございます。こちらの方は不動産鑑定士に土地の利用料、それから、建物の耐用年数、そういったものから算出していただいたものをベースに賃料をお支払するという形になります。

臼井委員 具体的に。

泉富士山保全推進課長

吉田恩組のほうで不動産鑑定士に依頼をして算定してもらった額がございまして、建物評価額につきましては建物の管理評価はトータルが約1億900万円でございます。これに期待利回りである年間8%、つまり年間約870万円、それから、諸経費として、土地の使用料約280万円、こちらの方を平成26年度に計上しておるといった状況でございます。

臼井委員 私よく知らないんだけど、吉田恩組が相当有効的に今までも活用していたものですか。

泉富士山保全推進課長

有効に活用していたというのを何と説明するかでございますけれども、これまで吉田恩組では五合目で物販をしております、そちらの収益というのはございましたが、今回、より公のために活用したいということで県の方に貸与したいということがございましたので、今回これを機に五合目の魅力向上、あるいは安全対策、それから、世界遺産の価値の伝達、幅広い意味で五合目の機能を向上させるという観点から、有効な活用をさせていただくということで話がまとまったものでございます。

臼井委員 恩組と県は大変友好的な関係にあるはずなんだけれども、今聞くと相当巨額な賃料だよな。建物もそれだけの評価のある建物なんだろうが、別にクレームつけるとか何とかというんじゃなくて、あれだけ友好的な組合であるし、また、組合も賃料は相当なものを得られるわけですね、そういう意味で話によっては快くどうぞお使いくださいみたいな話じゃないのかということは何となく思ったんだけど、ちょっと努力不足じゃなかったんじゃないかな、君らの。

泉富士山保全推進課長

この公有財産の貸出し、貸与については管理評価額の8%というところでございますけど、これは一般の市町村等でもこの前後の利回りに応じる形で対応ということでございます。場所が場所ということでございまして、五合目ということでもととの建物の設置には相当な額がかかっておりまして、額が大きい少ない、低いというところの御意見も色々ございましょうけれども、この8%の部分については非常に合理的な水準、あるいは、当然、恩賜林組合も一般の事務組合でございますから、そういった公正な価格で今回対応いただいているものというふうに認識をしております。

(土地開発公社債務処理対策事業費について)

臼井委員 米倉山の債務処理でこれを見ると74億4,500万円、あるいは、市川三郷町

大塚地区の工業団地で約10億円というのが計上されているんだけど、これは公社の借入金の計画的な処理に対する支援ということになっていて、債務処理なんだけど、これはこういったことをやるという決断をされたときに、何となく聞いたことも記憶にあるんだけど、このトータル八十数億というのをもう一回ちょっと説明してくれませんか。

一瀬企画課長 土地開発公社の債務処理につきましては、土地開発公社自体を平成49年度に廃止するという方向性がまず出ております。この平成49年度に向けまして、現在、土地開発公社が債務を持っているわけでございますけれども、この債務を平成49年度までの間に解消していくということで、まず貸付金につきましては無利子で短期でお貸しをするということで、土地開発公社が民間の金融機関からお金を借りた場合はどうしても利子が発生するわけでございますけれども、県が短期無利子で貸し付けることによって、まず利子の分を解消したいというふうに考えております。補助金の方につきましては、平成49年度までに土地開発公社が持っています債務について、段階的に年を追って少しずつ解消していくことによりまして、最終的に平成49年度に土地開発公社の債務をゼロにするというような組立てになっております。

白井委員 貸付金、補助金はともかく貸付金を、これはちょっと記憶が定かじゃないんだけど、一過性のもので、来年度予算に限ってだっけ、これは。

一瀬企画課長 単年度の貸付金でございます。

白井委員 よく負の処理ということを言われるけれども、まあ、ともかくするたびに驚くよね、率直に言って。本当に民間ではあり得ないような話があって、何度か我々の耳目に触れているんだけど、聞くたびに、もう何というのかな、失礼な言い方したら腹が立つとか、それ以外の補助金で2億円もあるし、この補助金は、これは一過性じゃないんでしょう。

一瀬企画課長 貸付金を単年度で貸してまいりますけれども、補助金につきましては一過性ではなくて、平成49年度までの間に少しずつ補助金を入れていって、貸付金のもととなっている債務の方を消していくというような組み立てでございます。

白井委員 これは土地開発公社だけ、住宅供給公社の問題も、この場では議論する場じゃないけれども、ともかく住宅供給公社も大変な問題だけど、僕はこの間も本会議で負の処理についてだね、専門家のまさに精通した人たち、例えばよく、今、コマーシャルまでしているよね。過払いはありませんか、言ってきなさい、処理をします。あれ彼らその手数料稼ぎのためにそういうことを一生懸命やっておられるわけでしょうけど、今さら言ってもしょうがないけど、今年度予算に計上されているからだけでも、専門家のまさにプロの、プロというのはですね、時には貸した方にも譲歩を求めたり、貸した方も当然のことリスク補填というものに対する積立預託やなんかをしたりをしているわけで、言うなれば金融機関も、そういう意味でこういう結論を出したとき、県の役人のあなたたちじゃなくて精通した専門家の知恵や知識を相当導入したのかね。

一瀬企画課長 弁護士、公認会計士の方、それから、大学の教授等によりまず経営検討委員会というものを開催いたしまして、この中で見ていただいた結果でございます。

白井委員 もうこのことはこれで終わりますけどね、ともかく相変わらず学識経験者とか弁護士だとか公認会計士云々ということなんだけれども、貸した方にも貸し手責任というのはよく言われているんですよね。これ貸したほうは何のリスクも負わないのが今回のこの負の処理ですが、貸したほうのリスクは何もないんですか。借り手だけがこうやって大きな負の負担をしているんであって、貸し主との交渉とか、貸し主もとにかくリスク補填するための金融機関でもあるわけですよ。どこでも金融機関はそんなの持っている。そういう貸し手のほうには何も求めてない、全てこっちが負っているんですか、その点ははっきり教えてください。

一瀬企画課長 毎年金融機関から貸し付けを受けておるわけでございますけれども、それに対しまして県の方で債務負担行為ということで課別説明書の10ページにございますが、債務負担行為を設定させていただきまして、公社に何かあったときに県のほうで保証するというような形になっております。

白井委員 そんなこと知ってるんだよ。それは債務負担、いわゆる保証がないといかに山梨県といえども金なんか貸しませんよ。だけど、これだけの巨額になると、あるいはこれだけの長期になると貸し手にもそれだけの負うべき責めがあると普通は言われるわけだ。実際、民民ではみんなそうなんだ、民民では。相手はもうルールどおり、利息から何かからルールどおりにもう頂戴しますよみたいな感じだけど、どんな検討委員会だか何とか委員会で議論したかもしれないけれども、結局ルールどおりそっくり差し上げる式な、クリアする式な、債務負担をした県は、俗に言う言葉で何もまけてもらわずにそっくりお返しするということになっちゃったわけですか。

一瀬企画課長 そのとおりでございます。

白井委員 ともかく本当にあれだよな、貸す方も役所に貸すというのが一番いい。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第 7 号 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第25号 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第26号 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第54号 包括外部監査契約締結の件

質疑
白井委員 これは公認会計士でなければだめだったかな。

古屋知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱）
法律で弁護士または公認会計士が基本というふうにしてありまして、あと、税理士についても必要があればできるという規定になっております。

白井委員 山梨県はこの制度をスタート以来ずっと公認会計士だよ。あ、弁護士があったかな、一時あったね、弁護士がね。真意のことはよく知らないけれども、今、公認会計士の試験より税理士の試験の方が難しいなんて、真意は知りませんよ、そんなうわさをたまに耳にするんだけど、当然これはチームを編成してやるわけだけれども、そのチームの中には、複数の税理士が入っているんだけど、税理士なんかも検討の対象にすることも、公認会計士・弁護士でなければならぬというルールじゃないはずですから、税理士もその範疇にあるはずですから、そんなふうなことも考慮してみたらいかかかなと思うけれども、今まで役所の見解はどうですか。

古屋知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱）
これが始まった当初は委員御指摘のとおり、公費の問題があった後でしたので、不正の関係ということで弁護士の先生を中心にやらせていただきました。その後、業務改善とか会計事務の合理化というような視点で公認会計士ということで、公認

会計士をこれと言うと3人続けてやっていただいております。法律のほうで4回目までは続けてしてはいけないという規定になっておりますので、従前3回続けて契約をさせていただいているということでありまして、今回星野先生は、2年目になりますので、次のときには委員御指摘のようなことも含めて検討しながら選任をしていきたいというふうに考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第26-4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-5号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

以 上

総務委員長 飯島 修